関東信越国税局	調査査察部		［略］			八人
東京国税局	調査第一部	三十七人		［略］		
		［略］			［略］	
	合計	六十三人	［略］			八十九人

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百四十五人以内を置く。

2　［略］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千七百五十二人以内を置く。

2　［略］

（国税実査官）

第五百四十条　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官七十二人以内を、徴収課に、国税実査官十五人以内を置く。

［2・3　略］

（国税査察官）

第五百四十三条　査察課に、国税査察官百六人以内を置く。

2　［略］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　税務署に、総務課並びに国税庁長官の定めるところにより、税務広報広聴官、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官を置く。

［2～4　略］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百三人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千四百九十八人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて千四百八十一人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千五百三十九人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十人以内とする。

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官七千七百十九人以内を置く。

2　［略］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万八千六百六十九人以内を置く。

2　［略］

関東信越国税局	調査査察部		［同上］			七人
東京国税局	調査第一部	三十八人		［同上］		
		［同上］			［同上］	
	合計	六十四人	［同上］			八十八人

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百五人以内を置く。

2　［同上］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千七百十八人以内を置く。

2　［同上］

（国税実査官）

第五百四十条　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官七十一人以内を、徴収課に、国税実査官十一人以内を置く。

［2・3　同上］

（国税査察官）

第五百四十三条　査察課に、国税査察官百三人以内を置く。

2　［同上］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　税務署に、総務課並びに国税庁長官の定めるところにより、税務広報広聴官、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官を置く。

［2～4　同上］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて三百九十人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千四百九十七人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて千四百八十一人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千五百三十九人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十人以内とする。

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官八千百三十八人以内を置く。

2　［同上］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万八千四百六十九人以内を置く。

2　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、目次、第四百五条、第四百十条、第四百二十八条、第二章第三節第一款第一目、第四百四十三条、同款第一目の二、第四百四十三条の二、第四百五十条、第四百五十三条、第四百六十六条、第四百八十三条、第四百八十六条、第四百九十七条、第四百九十八条、第四百九十九条、第五百十七条、第五百十八条、第五百四十条、第五百四十三条、第五百四十七条、第五百五十五条及び第五百五十六条の改正規定は、令和元年七月十日から施行する。